

引き続き感染予防

感染予防を怠ると、再び新型コロナウイルスの感染が拡大する可能性があります。マスク着用、手洗い・消毒、3密（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避などに取り組む「新しい生活様式」を実践しながら社会経済活動を続けていきましょう。

NO! 3密



差別・虐待・DVの相談

感染者や感染者との濃厚接触者、医療従事者などが、誤解や偏見に基づく差別を受けています。また、外出自粛により家庭内での児童虐待やDVの被害が増えています。法務省では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別を受けた人、虐待やDVなどの被害者からの相談を受け付けています。ひとりで悩まず、相談してください。

- **みんなの人権 110 番**
☎0570-003-110
- **子どもの人権 110 番**
☎0120-007-110
- **女性の人権ホットライン**
☎0570-070-810
- **インターネット相談**
<https://www.jinken.go.jp/>
- **法務大臣が国民に向けて**
メッセージを発信しています。YouTube 法務省チャンネルをご覧ください。



やむを得ない事情で

申請書を受け取れない場合

申請書は、4月27日時点の住民基本台帳登録地に郵送しています。やむを得ない理由により、同日時点の住所地で申請書を受け取れない場合は、現住所に申請書を再送するための手続きができます。

- **やむを得ない理由** 住民票の異動を伴わない単身赴任や入院、施設入所など
※自己都合で現住所と住民基本台帳登録地が異なる人は対象外です。
- **申請できる人** 世帯主本人または同一世帯員
※市が特別に認める場合は、世帯主本人の身の回りの世話をしている人（民生委員、自治会長、親族、医院職員、施設職員など）が代理で申請することができます。
- **申請方法** 申請書「特別定額給付金申請書等 送付依頼書」は市ホームページからダウンロードできます。必要事項を記入し、コールセンター宛に郵送してください。
※申請書に貼り付けが必要な書類があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。
- **申し込み・問い合わせ**
〒825-8501
福岡県田川市中央町1番1号 田川市役所
特別定額給付金コールセンター 宛
(☎85-7184)



あなたの給付金が狙われています

給付金詐欺に注意!

給付金の手続き開始に合わせ、政府機関や自治体などを装って詐欺をする「偽サイト」が増えています。また、電話やメールなどを使った詐欺も増えています。不審に思った場合は、消費者生活相談窓口または警察相談専用電話（#9110）に相談してください。※給付金に関して、市や総務省が「ATM の操作」をお願いすることは絶対にありません。※市や総務省などが、特別定額給付金の給付のために「手数料の振込」を求めることは絶対にありません。



【相談窓口】 市消費生活相談窓口 (☎85-7127)
土日祝日を除く 8時30分～16時30分

国民1人10万円・申請書は5月20日市内発送済み

特別定額給付金申請受付中

特別定額給付金の申請を受け付けています。申請書が届き次第、郵送で申請してください。申請書が届いていない場合はコールセンターにお問い合わせください。

申請期限 8月20日(木)※消印有効

●給付時期

給付金の振込は、5月29日(金)から開始しています。現在、多くの申請を受け付けているため、確認作業に日数・時間を要し、振込まで一定の期間がかかっています。市民のみなさんに1日も早く給付金を届けられるよう、職員が一丸となって鋭意努力をしています。ご理解とご協力をよろしくお願いします。※申請方法に関わらず、内容に不備があった場合は給付が遅くなることがあります。申請前に十分な確認をお願いします。



▲申請書発送作業の様子(5月19日)

●対象

基準日4月27日時点で住民基本台帳に登録されている人
※外国人のうち、短期滞在者や不法滞在者は住民基本台帳に登録されていないため、対象となりません。

● **給付額** 世帯構成員1人につき10万円

※世帯主が受け取ります。

●申請方法

【郵送申請】
申請書に必要事項を記入。本人確認書類などを貼り付けて同封の返信用封筒で返送してください。

【オンライン申請】

マイナンバーカード所持者が利用できます。申請方法は「マイナポータル(<https://app.oss.myna.go.jp/Application/search>)」を参照してください。

●申請の注意事項

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申請や相談のための来庁は控えてください。
- ・申請書の記入方法がわからない場合は、コールセンターにお問い合わせください。

特別定額給付金コールセンター ☎85-7184

8時30分～17時 ※土日祝日は除く

※障害などで電話での問い合わせが難しい人は、FAX44-2123で問い合わせください。

今後注目 支援制度

国の2次補正予算(6月中旬成立見込み)に基づき、新たな支援策が始まる予定です。報道や政府発表などを注視し、必要な支援を活用してください。【追加支援】ひとり親世帯への給付金(5万円)、労働者への休業支援(月額33万円)、事業者への家賃支援(中小600万円・個人300万円)など

【事業者支援】給付・助成

県持続化緊急支援金	持続化給付金
売上が前年同月比30%以上50%未満減少した月がある事業者が対象。100万円または25万円または50万円が上限。 ☎福岡県 ☎0570-094894	売上が前年同月比50%以上減少した事業者が対象。100万円または200万円が上限。 ☎持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570

【個人支援】生活福祉資金貸付

総合支援資金	緊急小口資金
収入減少や失業などにより生活が困窮している人が対象。月15万円または20万円以内。 ☎社会福祉協議会 ☎44-5757	休業などにより収入が減少し生計の維持が困難になった世帯が対象。10万円または20万円以内。 ☎社会福祉協議会 ☎44-5757

【個人支援】給付・手当

傷病手当金 <small>※国民健康保険加入者のみ</small>	子育て世帯臨時特別給付金
感染または感染疑いで会社を休んだ期間中に給与が支払われなかった人に手当を支給。条件・限度額あり。 ☎市民課 ☎85-7140	令和2年4月分(3月分含む)の児童手当の受給者(特例給付を除く)が対象。対象児童1人当たり1万円。 ☎子育て支援課 ☎85-7132

【個人支援】給付・手当

住居確保給付金	特別定額給付金
収入減少により住居を失った人・失ってしまうかもしれない人が対象。一定期間家賃相当額を支給。 ☎生活支援課 ☎85-7126	4月27日時点で住民基本台帳に登録されている人が対象。国民1人10万円支給。 ☎給付金コールセンター ☎85-7184

【相談窓口】感染症・税・生活困窮・就学援助

- 感染症の一般的なことに関する相談
 - ・厚生労働省相談窓口(9時～21時) ☎0120-565-653
 - ・福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口(24時間) ☎092-643-3288
- 徴収の猶予・保険料の免除
 - ・市民税、固定資産税など……税務課 ☎85-7112
 - ・国民年金保険料など……市民課 ☎85-7138
- 生活困窮者自立支援事業……生活支援課 ☎85-7126
市内在住で、経済的な問題などで生活に困っている人(生活保護受給者は除く)が、早い段階で自立した生活に戻れるよう、支援員が包括的な相談支援を実施します。
- 義務教育の就学援助……学校教育課 ☎85-7167
離職・退職などにより経済的に困難になった家庭の就学援助